

認可外保育施設の把握と指導監督の適切な対応

対象受検機関：子ども室子育て支援課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果									
<p>1 大阪府所管の認可外保育施設の概況（平成26年3月31日現在）</p> <table border="1" data-bbox="231 447 1190 695"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="231 447 1190 485">認可外保育施設</th> </tr> <tr> <th data-bbox="231 485 638 646">区分 (児童福祉法に基づく 大阪府に対する届出義務の 有無)</th> <th data-bbox="638 485 893 646">届出施設 (乳幼児の定員 6人以上)</th> <th data-bbox="893 485 1190 646">届出除外施設(*2) (乳幼児の定員6人 未満)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="231 646 638 695">大阪府所管施設数(*1)</td> <td data-bbox="638 646 893 695">22</td> <td data-bbox="893 646 1190 695">21(*3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 大阪版地方分権改革により、守口市、大東市、門真市、四条畷市、交野市の5市を除き、権限を市町村に移譲している。</p> <p>*2 事業所内保育施設、院内保育施設、顧客保育施設（自動車教習所等に設置）など、地域の保護者から乳幼児を預からない施設は、定員が6人以上であっても届出除外となる。</p> <p>*3 大阪府が現状把握し所管する届出除外施設は全て事業所内保育施設等となっており、それ以外の小規模な施設は含まれていない。</p> <div data-bbox="249 972 1190 1142" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(参考) 平成26年3月に発生した埼玉県の幼児死亡事件は、幼児を預かったベビーシッターを名乗るサービス提供者が自宅マンションで保育しており、届出除外の認可外保育施設で起こったものである。</p> </div> <p>2 認可外保育施設の把握</p> <p>大阪府が定めた認可外保育施設指導監督要綱及び要領では、認可外保育施設について、届出の提出を待つだけでなく、管内市町村等の協力を得て、その速やかな把握に努めるとされ、管内市町村の協力を得るほか、幼稚園等を担当する関連部局や消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を職務上把握し得る部局との連携や地域の児童委員等とも協力し、その把握に努めるとされている。</p> <p>大阪府は、ホームページ上で、認可外保育施設を設置しようとする事業者に対して、届出対象施設を設置した場合は、知事に対する届出が義務づけられていることや、届出除外施設を設置した場合は、設置連絡表を提出することを周知している。</p>	認可外保育施設			区分 (児童福祉法に基づく 大阪府に対する届出義務の 有無)	届出施設 (乳幼児の定員 6人以上)	届出除外施設(*2) (乳幼児の定員6人 未満)	大阪府所管施設数(*1)	22	21(*3)	<p>認可外保育施設のうち届出除外施設については、法的な届出義務はなく、大阪府が現状把握している届出除外施設は事業所内保育施設だけであり、それ以外の届出除外施設の存在は把握できていない。</p>	<p>【改善を求めるもの（意見）】</p> <p>国において、平成26年10月を目途に届出制等の対象範囲や保護者への情報提供等のあり方などについて取りまとめる予定であることから、その結果を踏まえ、大阪府として適切に対応されたい。</p>
認可外保育施設											
区分 (児童福祉法に基づく 大阪府に対する届出義務の 有無)	届出施設 (乳幼児の定員 6人以上)	届出除外施設(*2) (乳幼児の定員6人 未満)									
大阪府所管施設数(*1)	22	21(*3)									

3 認可外保育施設に対する指導監督の状況

上記要綱及び要領に基づき、届出施設は年1回、届出除外施設は2年に1回の立入調査を行っている。

立入調査では、保育従事者数・資格、保育室の面積及び構造などについて、認可外保育施設指導監督基準を満たすかの確認を行っている。

立入調査の結果、改善の必要があると認められる施設に対しては、立入調査実施後概ね1か月以内に文書により改善指導の通知を行い、通知から概ね1か月以内に文書による改善報告の提出を求めている。

国通知によって、届出施設については、立入調査及び立入調査において指導した事項の改善状況の確認により、認可外保育施設指導監督基準の全項目に適合していれば、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付することとされているが、届出除外施設については、証明書の交付は対象外とされている。

4 府民への情報提供

国通知によって、情報提供の対象となる施設が原則、届出施設とされており、大阪府が所管している届出除外施設が全て利用児童の募集を一般的には行わない（利用者による選択の対象とならない）事業所内保育施設等であることもあって、立入調査の結果の情報提供はなされていない。

なお、大阪府のホームページには、厚生労働省作成の「よい保育施設の選び方 十か条」を掲載し、認可外保育施設を利用するにあたっては、保育内容を事前によく調べたり、居住する市町村の保育担当窓口等に相談するよう注意喚起している。

5 国の動向

厚生労働省は、「認可外保育施設及び子どもの預かりサービスに関する調査」の結果を踏まえ、社会保障審議会児童部会に「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」を設置し、(1)届出制等の対象範囲の在り方、(2)認可外の居宅訪問型保育事業等に対する指導監督基準の在り方、(3)マッチングサイトへの対応の在り方等、(4)情報提供等の在り方を検討しており、平成26年10月ごろを目途に取りまとめている。

措置の内容

児童福祉法施行規則の改正（平成27年12月16日公布）により、原則として、1日に保育する乳幼児の数が1名以上の施設は届出を行わなければならないこととなった。府においても、この改正にのっとり、大阪府認可外保育施設指導監督要綱に基づき、1日に保育する乳幼児の数が1名以上の施設（一部例外あり）について届出受理を行っている。

監査実施年月日（委員：平成26年8月1日、事務局：平成26年6月23日から同年26年7月3日まで）

